

きょうと福祉倶楽部だより

2018年 5号

“高齢者の住まい”アラカルト

建築家・藏田

九

今回から「きょうと福祉倶楽部だより」に投稿させていただくことになりました藏田です。

高齢者の皆さん（実は私も70歳になる高齢者です）は“住まい”における様々な問題を抱えておられるのではないのでしょうか。なかなか高齢者に貸す借家が見つからない。独居となって1人では不安な暮らし。足腰が弱り古い住まいには段差が多く暮らしにくい。施設には待機者が多くなかなか入所できず不便だが自宅住まいをしている等々。そんな住まいでの暮らしで悩んでいることをアラカルト的に取り上げ、少しでもその解決や改善の道筋を示すことができればと思います。

今回第1回、第2回は、個々の具体的な問題はその後からとしまして、「福祉」と「住まい」についてお話したいと思います。私は、日常は福祉・医療・教育施設や住宅等の設計活動をしながらか立命館大学、京都女子大学等々で福祉の教育研究に取り組んでいる関係で、いつも福祉を学ぶ学生に、はじめに語っていることをお話したいと思います。

「福祉」の言葉の意味ですが、“福”と“祉”が連なった言葉のそれぞれの漢字の意味は福も祉も共に同じ意味を持った字であり、「豊か、幸せ、満ちている」等の意味があります。

すなわち、同じ意味を持つ字が連らって「より豊かに、より幸せに」となり、「福祉」とは、「人々がより豊かに、より幸せに暮らすこと」となります、そこに「社会」が付き「社会福祉」となれば「社会の人々がより豊かに、より幸せに暮らすこと」となります。

そこで、欧州では「住まいは福祉の基礎」「福祉は住まいで始まり、住まいで終わる」という考え方が歴史的に定着しています。すなわち、「住まいは人々がより豊かに、より幸せに暮らすために基礎となる」また、「人々がより豊かに、より幸せに暮らすには住まいが人間の生涯においてもっとも重要である」という考え方です。日本人には考えられない言葉ですが、最近20年前より厚労省の政策にはこの考え方が文章の中で登場するようになりました。

高齢化が急速に進む日本の状況を反映し、北欧のように「施設福祉」から「在宅福祉」に2000年より日本もシフトする「介護保険制度」を導入し、「在宅福祉」の場となる「住まい」の重要性が政策的にも、国民の意識も向上するに至ってきました。

本来「住まい」は人類が「自らの身、及び家族の身を自然の厳しさから守るために考案した器（シェルター）」であるはずが、最近、2012年のデータでは65歳以上の高齢者の家庭内事故死は12,675人となり、交通事故死は3,462人と、交通事故死の約4倍の高齢者が家庭内事故で亡くなっています。この傾向は、交通事故死は経年的に減ってきていますが、家庭内事故死は年々増え続けています。その原因の1位は溺死（浴室内）33.1%、2位は転倒18.1%となっています。すなわち、安全であるべき住まいが安全でなく危険なバリア（障壁）があるために凶器となり高齢者の尊い命が奪われています。（つづく）

藏田 九 プロフィール

1948年 山口県生まれ 70歳

(有)地域にねざす設計舎タツルート代表
(社会的役割)

- ・立命館大学産業社会学部 非常勤講師
- ・京都女子大学生生活科学部 非常勤講師
- ・京都市身体障害者連合会住環境改善事業
運営委員会 委員長
- ・「住まいは人権」の実現めざす連絡会代表
- ・「京都・住まいの支援ネットワーク」代表
- ・「高齢者の居場所づくり連絡会」世話人
- ・「下京・高齢者福祉をよくする会」顧問
- ・「上京まちづくりフォーラム」事務局長

書評

デンマークのヘルパーが語る介護の現場

メッテ・ハンセン 他 木下 澄代

出版社名 萌文社
出版年月 1996年10月
ISBNコード 978-4-938631-57-4
(4-938631-57-1)
税込価格 1,049円



1996年に来日した現役ヘルパーさんが話した事をまとめたものが本書です。驚きました 2018年の日本よりも 1996年のデンマークが遙かにすぐれた福祉を実現しているのです。

とても簡潔に実態が示されていますのでぜひ多くの人に手に取っていただきたい本です。本書の中で紹介されたデンマークの福祉の中で特に感銘を受けたのはデンマークでは施設収容よりも自宅で過ごせる配慮がされている事です。

やむを得ず施設に入っているとしても食事の時間は「何時から」、就寝は「何時から」という規程では無く自宅にいるのと同様に最大限の自由が利用者には保障されているのです。

日本の高齢者施設では利用者が施設の決まりに合わせる事があたりまえです。

個人の人権がきちんと保障された国ならではの配慮です。

また、サービスはすべてその人を中心に組まれています。そして健常者ができることは障がい者もできるような国家的配慮が満ちあふれています。ヘルパーさんの支援で旅行に行けたり、生活に必要な自動車が給付されたり。そしてそれが誰でも利用出来る！

介護が貧富で差別されることもありません。そしてヘルパーの人権も守られています。

日本はいつまでたっても北欧に追いつけません。それどころか逆にどんどんと北欧との格差は広がっています。この本にはわたしたちが求める介護の姿があります。

特別障害者手当についてー認知症だけでも受けられる事があります

肢体不自由が重度の方が国の手当である特別障害者手当(月額26,810円)を受けられることは以前にもお伝えしました。しかし意外と抜けているのが重度の認知症をお持ちの方です。

体が動いたとしても日常生活の多くで介護が必要な場合、この手当が支給出来る場合があります。

この制度には所得制限があるものの目制度と比べて緩やかな制限です。

介護保険の利用料が高いと利用をためらっている方はぜひ支給を検討してみてください。

きょうと福祉倶楽部では制度利用の件でお困りの方、利用者さんからも援助者さんからの問い合わせをお受けしています。



有限会社 おとくに福祉研究所
きょうと福祉倶楽部

〒617-0824
長岡京市天神4丁目7-12 ハイッ東台101号
TEL 075-958-2560
FAX 075-957-2808
E-mail kyoto-care@club.email.ne.jp

